

株 主 各 位

大阪市西区立売堀二丁目1番9号  
**株式会社 名村造船所**  
代表取締役社長 名 村 建 介

## 第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成25年6月24日（月）営業時間終了時（午後5時30分）までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成25年6月25日(火曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市西区立売堀三丁目1番1号  
大阪トヨペットビル9階会議室
3. 目的事項  
報告事項 第114期（自 平成24年4月1日）事業報告、計算書類、連結計算書類  
ならびに（至 平成25年3月31日）の連結計算書類監査結果報告の件  
決議事項  
第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 定款一部変更の件  
第3号議案 取締役4名選任の件  
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- お願い
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
  - ◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきます。
  - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.namura.co.jp/>) に掲載させていただきますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

# 事業報告

(自 平成24年4月1日)  
(至 平成25年3月31日)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 企業集団の事業の経過およびその成果

#### 【当連結会計年度の経営環境と業績】

当連結会計年度におけるわが国経済は、新興国を含む世界経済全般の減速や長引く超円高等により製造業を中心に企業活動が総じて低調に推移しておりましたが、昨年末の新政権発足以降は超円高も修正局面に入り、株価と消費動向の改善も顕著になるなど景気回復への期待が高まりました。

日本造船工業会によりますと、世界の新造船竣工量はここ10年間増加を続けておりましたが、2012年暦年は95,271千総トン（前年同期比6.5%減）と過去最高を記録した前年から減少に転じました。老齢船・不採算船のスクラップが進むと同時に、船価の底値買いを狙う発注が徐々に目立つようになりましたが、新造船の受注環境は依然厳しく、同期間の新造船受注量は38,430千総トン（前年同期比32.3%減）に留まりました。その結果、2012年12月末における世界の新造船手持工事量は160,368千総トン（前年同期比26.1%減）と減少し続けており、国内外造船所における再編・淘汰の機運が加速すると見られております。

当企業集団といたしましては、中核事業である新造船事業の手持工事量は比較的恵まれた状況にあるものの船舶需要の早期回復は難しいと想定し、当社と函館どつく株式会社で共同開発した省エネ型34千重量トン型撒積運搬船を柱に積極的な営業展開を行い、手持工事量の積み増しに努めた結果、内定船を含めて2015年度末までの手持工事量をほぼ確保いたしました。また、省燃費性能の大幅改善やエネルギー革命に対応できる技術力強化と商品開発に鋭意努力しております。

艦艇修繕を主力とする修繕船事業は一般商船で激しい受注競争が続いているものの円高修正効果が始まっており、大型艦艇の修繕態勢も整備されたことから、業績の改善を期待し得る状況になりました。

機械事業を担うオリメック株式会社は、海外展開を一段と強化するなど事業構造の改革を進めたことにより、業績を大幅改善することができました。

鉄構陸機事業を取り巻く環境は依然として厳しさが緩和される兆しも期待し難い状況ですが、さらなる合理化と事業構造改革に必死に取り組んでおります。

当連結会計年度の業績は、円高修正による増収効果と機械事業の売上回復があったものの、新造船事業における操業量抑制や三光汽船株式会社子会社（リベリア法人）発注船2隻の契約解除に伴う転売処理の影響等から、売上高は118,414百万円（前年同期比3.4%減）となりました。損益面では、円高修正とコスト削減活動の成果により当期売上対象船の採算改善や工事損失引当金の戻入益計上があったことに加え、機械事業の収益改善などにより営業利益は13,554百万円（前年同期比16.1%増）、経常利益は14,477百万円（前年同期比31.0%増）と二桁の増益になりました。なお、受注内定船16隻についても工事損失引当金計上の対象としております。当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は函館どつく株式会社において固定資産で499百万円の減損処理を行いました。投資有価証券評価損が前年同期に比べ減少したこともあって13,798百万円（前年同期比38.7%増）、当期純利益は8,008百万円（前年同期比42.0%増）といずれも前年同期比大幅増益になりました。

## 【事業別の営業の状況】

### 《新造船事業》

当連結会計年度におきましては、250千重量トン型鉱石運搬船（WOZMAX）4隻、225千重量トン型鉱石運搬船2隻をはじめ、174千重量トン型撒積運搬船、115千重量トン型石油製品運搬船、92千重量トン型撒積運搬船、89千重量トン型撒積運搬船2隻、函館どつく株式会社建造の32千重量トン型撒積運搬船6隻、漁業調査船など小型船7隻、合計24隻を完工し、売上高は98,278百万円（前年同期比3.5%減）となり、損益面につきましては、15,005百万円の営業利益（前年同期比3.7%増）となりました。

受注面につきましては、当社建造船として省エネ型34千重量トン型撒積運搬船など計11隻、函館どつく株式会社建造船として3,500総トン型旅客船兼自動車運搬船など2隻の合計13隻を受注した結果、当連結会計年度末受注残高は230,716百万円（前年同期比31.0%減）となりました。なお、受注残高には契約未了の内定船16隻は含まれておりません。

新造船事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にありますが、今後も新造船の船価や船種の動向を注視しながら鋭意受注活動を行ってまいります。

当連結会計年度におきましては売上計上の米ドル額は928百万米ドルであり、その平均レートは1米ドル当たり87円17銭であります。また、当連結会計年度売上対象の米ドルのうち為替予約未済の額につきましては、売上計上に際して期末日レートである94円05銭を使用しております。

### 《修繕船事業》

修繕船事業の中核を担う函館どつく株式会社におきましては、主力である艦艇の修繕工事は順調に推移したものの、一般商船における競争は激化しており、当連結会計年度の売上高は5,368百万円（前年同期比27.6%減）となりましたが、損益面につきましては、コスト削減に積極的に取り組んでいる効果が現れ始めたこともあって72百万円の営業損失（前年同期321百万円の営業損失）と改善いたしました。

なお、当連結会計年度末受注残高は大型艦艇の修繕工事が本格化したこともあって、3,841百万円（前年同期比1,136.7%増）と急増しております。

### 《機械事業》

機械事業を担うオリイメック株式会社は、市場の変化に適合する事業構造の改革を進め国内生産拠点の再編や積極的な海外展開を加速しております。当連結会計年度の売上高は、大型コイルラインを中心に海外での設備需要が大幅に伸びたこと、またタイの洪水被害による復興設備需要とその後の好景気の影響もあり8,036百万円（前年同期比26.7%増）となりました。損益面につきましては、海外調達の推進、大型コイルラインのコストダウンやコスト削減活動により、660百万円の営業利益（前年同期29百万円の営業損失）と前年同期比大幅な増収増益となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は3,548百万円（前年同期比39.3%増）であります。

## 《鉄構陸機事業》

中日本高速道路株式会社ご発注の本駒橋他1橋（鋼上部工）工事（1,015トン）や国土交通省九州地方整備局熊本河川国道事務所ご発注の熊本3号須屋高架橋下り線（P1～P8）上部工工事（330トン）などの工事を予定通り完工し当連結会計年度の売上高は3,549百万円（前年同期比17.8%増）となり、営業損失は60百万円（前年同期469百万円の営業損失）と改善されました。

なお、当連結会計年度末受注残高は2,253百万円（前年同期比12.8%減）であります。

## 《その他事業》

ソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事などの各事業におきましては、当連結会計年度の売上高は3,183百万円（前年同期比20.1%減）、営業利益は270百万円（前年同期比16.9%増）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は1,271百万円（前年同期比30.3%減）であります。

## 事業別売上高および営業利益

事業区分	売上高(百万円)			営業利益(百万円)		
	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減(%)	前連結会計年度	当連結会計年度	前年同期比増減(%)
新造船	101,882	98,278	△3.5	14,476	15,005	3.7
修繕船	7,416	5,368	△27.6	△321	△72	—
機械	6,341	8,036	26.7	△29	660	—
鉄構陸機	3,012	3,549	17.8	△469	△60	—
その他 (消去又は全社)	3,982	3,183	△20.1	231	270	16.9
				(△2,211)	(△2,249)	—
合計	122,633	118,414	△3.4	11,677	13,554	16.1

## (2) 企業集団の資機材調達および外注

長く続いた超円高は修正されつつあるものの、新造船事業を取り巻く環境は依然として厳しく、引き続き造船用鋼材、主機をはじめとした船用資機材調達コストの削減に鋭意取り組んでおります。継続的に実施している外注先各社との技術懇談会も含め、国内外の船用資機材取引先各社との粘り強い協議と国内外の新規調達先の開拓に努めております。

### (3) 企業集団の設備投資、研究開発

当連結会計年度におきまして実施した設備投資の総額は、1,817百万円であります。当社伊万里事業所におきまして艤装船での新塗装基準（P S P C）に対応するための可搬式除湿機の増設や大型コンプレッサならびに船殻内業工場の天井クレーン1基のリプレイス等を行いました。

研究開発費の総額は893百万円であり、排熱エネルギー回収システムのほか環境に配慮した省燃費船型・付加物の研究や新商品の開発、既存商品の品質向上、生産効率の改善に取り組み、成果を上げつつあります。

### (4) 企業集団の対処すべき課題

当企業集団は平成23年度から平成25年度までの3ヶ年間の中期経営計画「挑む」を策定し、「あらゆる変化に対応できる体制の構築」を経営目標として変化に対する適応力の強化に努めております。当企業集団といたしましては、新造船の手持工事においてコスト削減による収益改善を図るとともに、顧客ニーズを反映した競争力ある商品の開発を加速させつつ手持工事量の積み増しを行い、益々熾烈さを増す国際的な生存競争での勝ち残りを図ってまいります。また、修繕船事業、機械事業、鉄構陸機事業、その他事業につきましても、急速かつ多様な環境変化に対する対応力と改革スピードを強化することで事業基盤を強化し、安定した収益の確保に努めてまいります。さらには、事業提携や海外進出なども成長戦略の重要な選択肢であると捉えております。

当社は、今後とも株主はもとより顧客・取引先・従業員などの様々なステークホルダーと良好な関係を維持・発展させて経営基盤を強化し、企業価値、株主共同の利益の確保・向上を図ってまいります。

#### 《新造船事業》

海運市況は新造船大量竣工による船腹過剰等を要因に国内外の大手船社は依然として厳しい環境下にあり、新造船の船価の改善にはまだ相応の時間がかかるものと思われれます。最近の円高修正は日本の造船業にとって好材料ではありますが、海運市況が好転し新造船需要が本格的に改善されるまでは国内外の造船所との厳しい受注競争と低船価を強いられる状況にあります。

当企業集団といたしましては、徹底したコスト削減により手持工事で収益の改善を図るとともに、手持工事量の積み増しと操業量の調整を図ってまいります。また、技術力による商品開発を加速させることで、省エネルギーや環境規制対策など急速に変化する顧客のニーズへの対応のスピードを上げ同業他社との差別化を進めていく所存であります。また、世界のエネルギー構造はシェールガスにより大きく変わってきており、こうした変化にも柔軟に対応できる体制を整備してまいります。

#### 《修繕船事業》

修繕船事業は一般商船においては円高修正という好材料はあるものの依然として国内外の厳しい事業環境が続いておりますが、函館どつく株式会社の長年の歴史と伝統に裏打ちされた技術力と、立地的な優位性を最大限に活かした事業展開を積極的に推進してまいります。また、平成22年に運用を開始した大型修繕ドックのフル稼働が今後見込まれており、技術力とコスト競争力をさらに強化し、顧客満足度を高めてまいります。

## 《機械事業》

機械事業を担うオリイメック株式会社は主要顧客である自動車産業や電機関連企業で足元の円高修正や株高により国内生産の先行きに明るさが見えはじめたものの、今後も海外生産の増強・拡大を加速していくことが予想されます。

このような事業環境変化のもと、国内事業においては、コストパフォーマンスの高い製品開発による更新需要の喚起および掘りおこし、徹底したコスト削減の追求や作業効率化を推進し、売上高の維持、事業の安定化を図ってまいります。また、海外事業においては、中国生産子会社によるコスト競争力の強化および各地域に配置した販売子会社による技術サービスの強化ならびに営業拠点の新設で、海外市場での売上高拡大を図り、国内事業と海外事業の両輪をもって存在感を高めてまいります。

## 《鉄構陸機事業》

公共事業縮減傾向は依然として続いておりますが、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故を契機として、老朽化した社会インフラの保守管理・補修の重要性が再認識され関心も高まっております。今後需要が見込まれる保全・補修工事への取組強化など、将来に亘り社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、確実に収益確保ができる構造改革と体質改善を図ってまいります。

## 《その他事業》

当企業集団価値の向上を図るためにグループの事業ポートフォリオの見直しを行い、各事業を担う関係会社の自立を促すとともに当企業集団における各事業の役割を明確化することでグループ経営資源の有効活用やシナジー効果を高め、各事業利益の拡大強化を図ってまいります。また、新規事業への進出も積極的に検討してまいります。

## 《資材調達部門》

世界の同業他社に立ち向かっていくためにも、長年の取引で培った信頼関係をベースに今後の互惠関係も視野に入れながら各社のご理解を得るべく交渉に努めるとともに、海外調達や新規調達先の開拓にも積極的に取り組み、適正価格、適正品質を追求してまいります。

新開発の34千重量トン型撒積運搬船の大量建造も始まりますが、競争力のある国内船用資機材取引先各社と一層の連携を図り、お互いに知恵を出し合いながらVA/VE活動を推進し、共存共栄を旨としつつ、さらなる原価の圧縮に尽力してまいります。

## 《設備投資および研究開発部門》

設備投資につきましては、既存設備の予防保全や老朽設備のリプレースを計画的に実施し、安定的かつ効率的な操業の確保に努めるとともに、生産設備の近代化・合理化投資も継続してまいります。

研究開発につきましては、省燃費性能を含む環境対策に積極的に取り組み、特に新造船事業におきましては商品開発専任部門を強化して市場調査から商品開発までの業務密度を高め、船社各位における船舶の実運用状況等も踏まえながら、省エネ船型・付加物の開発などによる温室効果ガス排出量の削減などの研究に積極的に取り組んでまいります。

## 《管理間接部門》

当企業集団を取り巻く事業環境や市場の変化はスピードを増し、中核事業である新造船事業では国内外の生き残り競争は益々熾烈さを増しております。こうした国際的な生き残り競争を勝ち抜くため、変化に適応したグループ全体で事業基盤の強化を図るとともに、ムリ・ムラ・ムダの排除に徹した、全社横断的な経費削減活動に継続して取り組んでまいります。

重要な経営資源であります人材では、環境の変化や事業展開を視野に入れ、当企業集団の組織力強化と後継者を含む人材の育成に努めるとともに、グループ間の人材交流や積極的な外部導入を図ってまいります。

財務面では、会計基準を厳格に適用し保守的かつ透明性の高い会計処理方針を堅持しつつ、急速に変化する業界環境のもとで事業の持続的成長や戦略展開のための必要な資金需要に的確かつ安定的に対応するため、財務体質の一層の強化と健全化を図るとともに直接金融・間接金融のバランスにも配慮した積極的な資金調達を図ってまいります。

環境の変化に伴い多様化する業務全般に亘るリスクへの管理力の向上やIT活用などを通じた効率化に努めてまいります。あわせて、年2回の決算説明会をはじめとした積極的なIR活動による適時的確な情報開示に加え、証券取引所統合により本年7月に予定されております東証一部上場を控えてさらなる開示の充実に努めてまいります。

ISO9001、ISO14001では、継続的改善を目指し、適正な品質管理による顧客満足度の向上とコストダウン、環境方針の遵守による地域周辺環境への配慮と無駄を排した資源の有効利用に取り組んでおります。

企業の発展と企業価値の向上には、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより、株主、取引先および社会の皆様からの信頼を得ることが重要であることを確信し、今後とも経営管理の強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (当連結会計年度)
受 注 高 (百万円)	37,973	35,317	28,721	49,128
売 上 高 (百万円)	131,604	136,034	122,633	118,414
経 常 利 益 (百万円)	8,359	6,041	11,049	14,477
当期純利益 (百万円)	6,281	2,273	5,640	8,008
1株当たり当期純利益	130円23銭	47円10銭	116円86銭	165円77銭
総 資 産 (百万円)	211,450	195,730	162,304	147,012

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
2. 受注高は工事完成基準で記載しております。  
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (当事業年度)
受 注 高 (百万円)	21,700	16,995	5,577	24,245
売 上 高 (百万円)	111,468	115,788	104,521	96,915
経 常 利 益 (百万円)	7,800	8,220	8,804	11,730
当期純利益 (百万円)	6,708	4,605	4,311	6,773
1株当たり当期純利益	139円00銭	95円38銭	89円26銭	140円12銭
総 資 産 (百万円)	186,438	175,483	141,345	126,309

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。  
2. 受注高は工事完成基準で記載しております。  
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づいて算出しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	当社の出資比率(%)	主要な事業内容
函館どつく株式会社	1,746	89.9	船舶製造業
オリイメック株式会社	1,491	100.0	機械製造業
名和産業株式会社	80	100.0	卸売業
玄海テック株式会社	50	100.0	工事請負業
名村情報システム株式会社	50	100.0	ソフトウェア開発



## (7) 企業集団の主要な事業内容

- ① 新造船事業 各種船舶の製造販売
- ② 修繕船事業 各種船舶の修繕および解体
- ③ 機械事業 プレス用自動化装置、精密ばね成形機の製造販売
- ④ 鉄構陸機事業 鉄鋼構造物の製造販売
- ⑤ その他 各種機械、工具等の販売  
ソフトウェア開発、情報機器の販売  
設備の保全、保安業務

## (8) 企業集団の主要拠点等

- ① 当社 本社（大阪市西区）、伊万里事業所（佐賀県伊万里市）、東京事務所（東京都港区）
- ② 函館どつく株式会社 本社（北海道函館市）、東京本社（東京都中央区）、函館造船所（北海道函館市）、室蘭製作所（北海道室蘭市）
- ③ オリイメック株式会社 本社（神奈川県伊勢原市）、川口事業所（埼玉県川口市）
- ④ 名和産業株式会社 本社（佐賀県伊万里市）、大阪支店（大阪市住之江区）、福岡支店（福岡市中央区）
- ⑤ 玄海テック株式会社 本社（佐賀県伊万里市）
- ⑥ 名村情報システム株式会社 本社（佐賀県伊万里市）、東京事業所（東京都千代田区）、福岡事業所（福岡市中央区）

## (9) 企業集団および当社の従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
新造船	1,276	43減
修繕船	169	8減
機械	403	3増
鉄構陸機	76	14減
その他	360	4減
合計	2,284	66減

### ② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)
1,034	40減	39.0	15.9

## (10) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社日本政策投資銀行	4,476
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,168
株式会社商工組合中央金庫	2,102
株式会社佐賀銀行	920
株式会社あおぞら銀行	537

## 2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 48,353,033株(自己株式33,384株を除く)  
(3) 株主数 6,649名  
(4) 大株主

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
新日鐵住金株式会社	3,496	7.2
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,131	4.4
株式会社商船三井	2,066	4.3
株式会社メタルワゴン	1,820	3.8
大和工業株式会社	1,626	3.4
エア・ウォーター株式会社	1,619	3.3
三菱重工業株式会社	1,413	2.9
日本郵船株式会社	1,387	2.9
東京海上日動火災保険株式会社	1,350	2.8
日本生命保険相互会社	1,050	2.2

### 3. 当社の新株予約権等に関する事項

①当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成25年3月31日現在）

	取締役（社外取締役を除く）	監査役（社外監査役を除く）
第1回新株予約権	5名 510個	2名 50個
第2回新株予約権	6名 550個	2名 50個
第3回新株予約権	6名 555個	2名 50個
第4回新株予約権	6名 555個	2名 50個
第5回新株予約権	7名 680個	2名 50個

(注) 平成24年3月28日開催の当社取締役会の決議により、従業員の定年年齢基準日以降在任する執行役員に対し株式報酬型ストックオプション制度を導入しており、上記の第5回新株予約権には当社執行役員を兼務する取締役に執行役員分として交付された新株予約権140個は含まれておりません。

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第1回新株予約権	平成20年12月19日	平成21年1月21日	560個	普通株式 56,000株	1株当たり 225.21円	1株当たり 1円	平成21年1月22日から 平成51年1月21日まで
第2回新株予約権	平成21年12月18日	平成22年1月21日	600個	普通株式 60,000株	1株当たり 429.63円	1株当たり 1円	平成22年1月22日から 平成52年1月21日まで
第3回新株予約権	平成22年12月17日	平成23年1月21日	605個	普通株式 60,500株	1株当たり 320.54円	1株当たり 1円	平成23年1月22日から 平成53年1月21日まで
第4回新株予約権	平成23年12月16日	平成24年1月23日	605個	普通株式 60,500株	1株当たり 217.36円	1株当たり 1円	平成24年1月24日から 平成54年1月23日まで
第5回新株予約権	平成24年12月21日	平成25年1月23日	870個	普通株式 87,000株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	平成25年1月24日から 平成55年1月23日まで

(注) 1. 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

2. 主な新株予約権の取得の事由および条件

以下の①、②、③、④または⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

②当事業年度中に当社の取締役を兼務していない執行役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成25年3月31日現在）

	執行役員（取締役兼執行役員を除く）
第5回新株予約権	1名 30個

上記記載の新株予約権の内容の概要は、以下のとおりです。

	発行決議の日	新株予約権の割当日	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の発行価格	新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の権利行使期間
第5回新株予約権	平成24年12月21日	平成25年1月23日	30個	普通株式 3,000株	1株当たり 266.54円	1株当たり 1円	平成25年1月24日から 平成25年1月23日まで

- (注) 1. 主な新株予約権の行使の条件  
上記①の(注) 1. と同じです。
2. 主な新株予約権の取得の事由および条件  
上記①の(注) 2. と同じです。

#### 4. 当社の会社役員に関する事項

##### (1) 当社会社役員の状況（平成25年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当または重要な兼職の状況
代表取締役会長	名 村 建 彦	函館どつく株式会社 取締役会長、 オリイメック株式会社 代表取締役会長
代表取締役社長	名 村 建 介	函館どつく株式会社 社外監査役、 オリイメック株式会社 取締役
代表取締役副社長	吉 岡 修 三	社長補佐 兼 船舶海洋事業部長 兼 生産業務本 部管掌、函館どつく株式会社 取締役
取 締 役	井 関 延 行	専務執行役員 社長補佐 兼 経營業務本部管掌 兼 本社長
取 締 役	池 田 幹 範	専務執行役員 船舶海洋事業部副事業部長 兼 営業本部長 兼 東京事務所長、 ユニタイ シップヤード アンド エンジニアリ ング社 取締役
取 締 役	土 井 敏 次	常務執行役員 経營業務本部長、 オリイメック株式会社 社外監査役、 名和産業株式会社 代表取締役会長
取 締 役	山 崎 知 幸	常務執行役員 船舶海洋事業部設計本部長、 函館どつく株式会社 取締役、 ユニタイ シップヤード アンド エンジニアリ ング社 取締役
常 勤 監 査 役	小 西 壮 二 郎	
常 勤 監 査 役	川 口 眞 宏	
監 査 役	岡 崎 和 美	
監 査 役	荒 木 勝	株式会社梅の花 社外監査役

- (注) 1. 監査役岡崎和美および荒木勝は、社外監査役であります。
2. 監査役荒木勝は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。
3. 監査役岡崎和美は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、財務および会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しております。
4. 監査役荒木勝は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 当社会社役員の報酬等の額

	人 数(名)	報酬等の総額(百万円)
取 締 役	8	236
監 査 役	5	51
合 計	13	287

- (注) 1. 上記、報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与および当事業年度に係る報酬として付与した新株予約権の金額が含まれております。
2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成24年6月26日開催の第113回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名および監査役1名を含んでおります。
3. 上記の報酬等の総額には使用人兼務取締役の使用人給与相当額91百万円は含まれておりません。
4. 上記のうち社外監査役に対する報酬等に係る人数および額は3名10百万円であります。

## (3) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の業務執行者および社外役員の兼職状況

区 分	氏 名	兼職状況
社 外 監 査 役	荒 木 勝	株式会社梅の花 社外監査役

- (注) 監査役荒木勝は、株式会社梅の花の社外監査役を兼職しておりますが、当社と株式会社梅の花の間に重要な取引その他の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況および発言状況
社 外 監 査 役	岡 崎 和 美	当事業年度開催の取締役会20回のうち18回に出席し、また、監査役会9回のうち全回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。
	荒 木 勝	監査役就任後における当事業年度の取締役会15回のうち13回に出席し、また、監査役会7回のうち6回に出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 46百万円
- ② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 79百万円

- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区別しておらず、かつ、実質的にも区別できないため、これらの合計額で記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務（監査証明業務）以外に英文財務諸表作成における指導・助言および主要な子会社の経営管理組織に関する指導・助言を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は監査役会の同意を得てまたは監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役、執行役員および従業員の基本的責務と定め、社内通達、社員研修その他の方法により周知徹底を図っています。
- ② 法令、定款、社内規程等の遵守状況については、内部監査室が計画的に監査を行い、内部統制委員会のほか取締役会および監査役に報告するものとします。なお、遵守状況につき改善すべき事項を発見したときは、内部統制委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。
- ③ 法令遵守体制の実効性を確保するために、社内通報制度（ヘルプ・ハッチ）を制定しています。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、文書管理規程を制定し、取締役会議事録、稟議書その他の重要な職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下併せて文書という）に記録、保管、保存するものとします。
- ② 取締役および監査役は、保管・保存された文書を随時閲覧することができるものとします。

### (3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会が重要な組織・人事および業務分掌ならびに取締役会規則、職務権限規程その他の社内規程を定めて、会社の業務執行を組織的・効率的にかつリスク管理に意を用いて執行し得るように努めています。

- ② 取締役会において、3事業年度を対象とする中期経営計画および通期・半期の各部門等の予算を策定するとともに、その進捗状況・執行状況を確認しています。中期経営計画に基づいて、各部門・子会社等は年度ごとの業務運営計画を作成し、部長会において半期ごとに進捗状況の確認とそれに応じた見直しを行っています。また、経営戦略検討会を設け、機関決定をするには機が熟さない早期の段階において、自由討議方式で検討を重ねることとしています。
- ③ 代表取締役社長の諮問機関として執行役員会を設け、業務執行の最高責任者である代表取締役社長の決定事項の中で重要なものについて審議を行うこととしています。
- ④ 伊万里事業所等で行われている業務改善運動、計画的かつ優先順位を考慮したIT化の推進などを通じて、コストダウン、生産性の向上、業務の効率化を図っています。

#### (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な財産の処分および譲受けその他の重要な業務執行の決定を取締役会で行うことを定めており、その審議においては各種リスクの管理に留意しつつ機関決定を行うよう努めています。
- ② 与信リスクその他の取引リスクの管理については稟議事項を定め、関係職位の意見と常勤監査役の意見を徴するものとしています。
- ③ 環境、安全衛生面のリスク管理については、環境・安全衛生推進部、ISO事務局を置いて取り組んでおり、今後も充実することとします。

#### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人（以下補助使用人と称します）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制および補助使用人の取締役からの独立性に関する体制

- ① 監査役会の要請がある場合は、内部監査室の室員をして監査役の職務を補助させるものとします。
- ② 補助使用人は、当該補助業務に関して内部監査室長の指揮命令を受けないものとします。また、補助使用人の人事異動、人事評価および懲戒処分については、予め監査役会の意見を求め、それを尊重するものとします。

#### (6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役会のほか、執行役員会、部長会などについては常勤監査役が構成員となることにより、取締役等から監査役に対する状況等の報告かつ報告に対する監査役の意見聴取の機会を設ける体制をとっています。
- ② 取締役は会社および子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実を速やかに監査役会に報告するものといたします。



**(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① (6)の①記載のとおり、取締役等と常勤監査役の意見を交換する体制を設けており、監査役の監査を実効的に行うことができるようにしています。
- ② 監査役は何時でも、代表取締役社長その他の取締役・執行役員および従業員に対して質疑応答その他意見交換を行うことができます。
- ③ 内部監査室は、監査役と緊密に連携するものとし、内部監査の結果を監査役に対しても報告するほか、監査役の要望した事項については監査を実施し、結果を報告するものとします。

**(8) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

内部統制委員会と各子会社を担当する取締役または執行役員が協力しつつ、指導、支援、監督することにより、各社の業態、業容および特性等に応じた内部統制システムを整備し、改善に努めます。

**7. 株式会社の支配に関する基本方針**

**(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要**

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

**(2) 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要**

**① 当社の企業価値の源泉について**

当社は、1911年（明治44年）の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。

当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の三大船社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

## ② 企業価値向上のための取組み

当企業集団は平成23年度から平成25年度までの3ヶ年間の中期経営計画「挑む」を策定し、「あらゆる変化に対応できる体制の構築」を経営目標として、過去に経験したことのない急速で激しい変化に敏速に対応するため、当企業集団の適応力の強化を急いでおります。新しい発想で事業環境の劇的な変化に挑戦し、「新たな発展」「新たな進化」を目指して、邁進してまいります。

## ③ コーポレート・ガバナンスの強化

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、執行役員制度を採用して、経営に関する意思決定と業務の執行およびこれらに対する監視の各機能の充実・強化を図り、審議の充実と業務執行の迅速化・効率化を通じて、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場合で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場合でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役は業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社の間取引関係その他利害関係はありません。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記(1)の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、対応方針の詳細については、平成23年5月13日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(当社ホームページ：<http://www.namura.co.jp/>)

### (4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

#### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み（上記(2)の取組み）について

上記(2)に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（上記(3)の取組み）について
- ・当該取組みが基本方針に沿うものであること  
当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。
  - ・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと  
当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。  
(ア)買収防衛策に関する指針の要件を充足していること  
(イ)株主意思を重視するものであること  
(ウ)独立委員会による判断の重視と情報開示  
(エ)合理的な客観的要件の設定  
(オ)第三者専門家の意見の取得  
(カ)デッドハンド型の買収防衛策ではないこと

---

※ 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>110,559</b>	<b>流動負債</b>	<b>77,777</b>
現金及び預金	35,898	支払手形及び買掛金	20,520
受取手形及び売掛金	27,863	短期借入金	4,345
有価証券	35,047	リース債務	201
商品及び製品	1,551	未払法人税等	5,581
仕掛品	2,531	前受引当金	37,522
原材料及び貯蔵品	948	保証工事引当金	549
前渡金	2,203	工事損失引当金	4,987
繰延税金資産	3,119	役員賞与引当金	86
その他の他	1,443	設備関係支払手形	7
貸倒引当金	△44	その他	3,979
<b>固定資産</b>	<b>36,453</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,894</b>
(有形固定資産)	(29,649)	長期借入金	8,008
建物及び構築物	11,946	リース債務	761
ドック船台	1,532	繰延税金負債	520
機械装置及び運搬具	4,904	退職給付引当金	3,213
船	1,078	役員退職慰労引当金	91
工具、器具及び備品	605	特別修繕引当金	85
土地	8,820	資産除去債務	520
リース資産	723	その他	696
建設仮勘定	41	<b>負債合計</b>	<b>91,671</b>
(無形固定資産)	(508)	<b>(純資産の部)</b>	
ソフトウェア	314	<b>株主資本</b>	<b>54,114</b>
リース資産	137	資本金	8,083
電話加入権	17	資本剰余金	9,616
その他	40	利益剰余金	36,433
(投資その他の資産)	(6,296)	自己株式	△18
投資有価証券	5,053	その他の包括利益累計額	329
長期貸付金	47	その他有価証券評価差額金	288
繰延税金資産	310	繰延ヘッジ損益	△34
その他の他	1,055	為替換算調整勘定	75
貸倒引当金	△169	<b>新株予約権</b>	<b>95</b>
		<b>少数株主持分</b>	<b>803</b>
<b>資産合計</b>	<b>147,012</b>	<b>純資産合計</b>	<b>55,341</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>147,012</b>

# 連結損益計算書

(自 平成24年4月1日)  
(至 平成25年3月31日)

(単位:百万円)

科 目	金 額	
売上高		118,414
売上原価		97,051
売上総利益		21,363
販売費及び一般管理費		7,809
営業利益		13,554
営業外収益		
受取利息及び配当金	129	
持分法による投資利益	3	
為替差益	1,090	
その他	222	1,444
営業外費用		
支払利息	280	
固定資産除売却損	121	
損害賠償金	75	
その他	45	521
経常利益		14,477
特別損失		
投資有価証券評価損	180	
減損損失	499	679
税金等調整前当期純利益		13,798
法人税、住民税及び事業税	6,679	
法人税等調整額	△990	5,689
少数株主損益調整前当期純利益		8,109
少数株主利益		101
当期純利益		8,008

# 連結株主資本等変動計算書

（自 平成24年 4月 1日）  
（至 平成25年 3月 31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	8,083	9,616	29,061	△43	46,717
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△628		△628
当期純利益			8,008		8,008
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分			△8	25	17
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	7,372	25	7,397
当連結会計年度末残高	8,083	9,616	36,433	△18	54,114

	その他の包括利益累計額				新株予約権	少数株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	19	△10	△121	△112	88	950	47,643
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△628
当期純利益							8,008
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							17
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	269	△24	196	441	7	△147	301
連結会計年度中の変動額合計	269	△24	196	441	7	△147	7,698
当連結会計年度末残高	288	△34	75	329	95	803	55,341

# 貸借対照表

(平成25年3月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>98,161</b>	<b>流動負債</b>	<b>69,531</b>
現金及び預	27,249	支払手形	3,637
受取手形	28	買掛金	13,946
売掛金	23,309	短期借入金	2,808
有価証券	34,997	リース債	26
仕掛品	690	未払金	2,321
原材料及び貯蔵	334	未払費用	1,599
前払金	4,350	未払法人税等	4,219
前払費用	95	前受金	35,441
繰延税金資産	2,277	預り金	185
未収収益	4	保証引当金	703
短期貸付	2,300	工事損失引当金	4,361
未収入金	1,716	役員賞与引当金	65
未収消費税	813	デリバティブ債	54
その他	27	の	166
貸倒引当金	△28	<b>固定負債</b>	<b>8,135</b>
<b>固定資産</b>	<b>28,148</b>	長期借入金	4,884
(有形固定資産)	(16,366)	リース債	41
建物	5,696	繰延税金負債	381
構築物	2,680	退職給付引当金	1,684
ドック	409	資産除去債	482
機械及び装置	3,056	その他	663
船舶	0	<b>負債合計</b>	<b>77,666</b>
車両運搬具	238	<b>(純資産の部)</b>	
工具、器具及び備品	397	<b>株主資本</b>	<b>48,308</b>
土地	3,829	資本	8,083
リース資産	61	資本剰余金	9,556
(無形固定資産)	(315)	資本準備金	9,556
ソフトウェア	310	利益剰余金	30,683
その他	5	利益準備金	247
(投資その他の資産)	(11,467)	その他利益剰余金	30,436
投資有価証券	4,573	配当準備積立金	122
関係会社株式	6,384	特別償却準備金	67
出資	0	固定資産圧縮積立金	121
長期貸付	10	別途積立金	2,000
長期前払費用	7	繰越利益剰余金	28,126
その他	499	<b>自己株</b>	<b>△14</b>
貸倒引当金	△6	評価・換算差額等	240
		その他有価証券評価差額金	274
		繰延ヘッジ損益	△34
		新株予約権	95
<b>資産合計</b>	<b>126,309</b>	<b>純資産合計</b>	<b>48,643</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>126,309</b>



# 損 益 計 算 書

(自 平成24年 4月 1日)  
(至 平成25年 3月 31日)

(単位: 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		96,915
売 上 原 価		82,552
売 上 総 利 益		14,363
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,589
営 業 利 益		10,774
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	363	
為 替 差 益	858	
そ の 他	66	1,287
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	177	
固 定 資 産 除 却 損	67	
損 害 賠 償 金	59	
そ の 他	28	331
経 常 利 益		11,730
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	168	168
税 引 前 当 期 純 利 益		11,562
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,230	
法 人 税 等 調 整 額	△441	4,789
当 期 純 利 益		6,773

# 株主資本等変動計算書

(自 平成24年 4月 1日)  
(至 平成25年 3月 31日)

(単位: 百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利益剰余金
		資本準備金	資本剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	8,083	9,556	9,556	247
当 期 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
特別償却準備金の取崩				
特別償却準備金の積立				
固定資産圧縮積立金の取崩				
当 期 純 利 益				
自己株式の取得				
自己株式の処分				
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	8,083	9,556	9,556	247

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	配当準備 積立金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	122	121	142	2,000	21,914	24,546
当 期 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△628	△628
特別償却準備金の取崩		△57			57	—
特別償却準備金の積立		3			△3	—
固定資産圧縮積立金の取崩			△21		21	—
当 期 純 利 益					6,773	6,773
自己株式の取得						
自己株式の処分					△8	△8
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	△54	△21	—	6,212	6,137
当 期 末 残 高	122	67	121	2,000	28,126	30,683

(単位:百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	△39	42,146	19	△10	9	88	42,243
当 期 中 の 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当		△628					△628
特別償却準備金の取崩							
特別償却準備金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩							
当 期 純 利 益		6,773					6,773
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	25	17					17
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)			255	△24	231	7	238
当期中の変動額合計	25	6,162	255	△24	231	7	6,400
当 期 末 残 高	△14	48,308	274	△34	240	95	48,643

独立監査人の監査報告書

平成25年 5 月 7 日

株式会社 名村造船所  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松 田 茂 ⑩

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

平成25年5月7日

株式会社 名村造船所  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松田 茂 (印)

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤川 賢 (印)

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社名村造船所の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の利用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および利用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および利用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているか監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
  - 四 事業報告に記載されている会社の財産および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- また、事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の仕事の維持を目的とするものでないと認めます。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成25年5月9日

株式会社 名村造船所 監査役会

常勤監査役 小西 壮二郎 (印)

常勤監査役 川口 眞宏 (印)

監査役 岡崎 和美 (印)

監査役 荒木 勝 (印)

(注) 監査役 岡崎和美および監査役 荒木勝は、会社法に定める社外監査役であります。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当につきましては、企業体力や今後の経営体質の強化および将来の事業展開等を勘案のうえ安定的かつ継続的な配当を主眼としつつ、当期の収益状況、現状の業界動向および今後の事業戦略等を総合的に勘案して、決定することとしております。

当期の期末配当につきましては、中核事業であります新造船事業を取り巻く環境は益々厳しくなっておりますが、当期収益状況等に鑑み、次のとおりといたしたく、よろしくご承認をお願いするものであります。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金14円 総額676,942,462円

なお、中間配当金（当社普通株式1株につき金4円）を加えた年間配当金は、当社普通株式1株につき前期に比べ4円増配の金18円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年6月26日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

社外取締役および社外監査役に広く適任者を招聘し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第25条（社外取締役の責任限定契約）および第33条（社外監査役の責任限定契約）を新設するものであります。

なお、第25条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線 〃 は変更部分を示します）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 〈新 設〉</p> <p>第25条～第26条 〈省 略〉</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第27条～第31条 〈省 略〉</p> <p>〈新 設〉</p> <p>第32条～第40条 〈省 略〉</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 （社外取締役の責任限定契約）</p> <p>第25条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第26条～第27条 〈現行どおり〉</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第28条～第32条 〈現行どおり〉</p> <p>（社外監査役の責任限定契約）</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第34条～第42条 〈現行どおり〉</p>



### 第3号議案 取締役4名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 名村建彦、名村建介および井関延行の3名は任期満了となり、取締役 池田幹範は辞任により退任となりますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	名村建彦 (昭和16年1月5日生)	昭和39年4月 丸紅飯田株式会社 (現 丸紅株式会社) 入社 昭和61年4月 同社船舶第二部企画調整室長 昭和62年1月 当社入社、特別顧問 昭和62年6月 当社取締役副社長 昭和63年6月 当社代表取締役社長 平成22年4月 当社代表取締役会長兼社長 平成23年4月 当社代表取締役会長 現在に至る (重要な兼職の状況) ●函館どつく株式会社 取締役会長 ●オリイメック株式会社 代表取締役会長	298,475株
2	名村建介 (昭和48年6月15日生)	平成9年4月 当社入社 平成16年4月 当社経營業務本部経営管理部長 平成17年6月 当社取締役執行役員経營業務本部経営管理部長 平成18年4月 当社取締役執行役員経營業務本部副本部長 平成18年10月 当社取締役執行役員経營業務本部長 平成19年4月 当社取締役常務執行役員経營業務本部長 平成20年4月 当社取締役専務執行役員経營業務本部長 平成21年10月 当社取締役専務執行役員経營業務本部・生産業務本部統轄 平成22年4月 当社代表取締役副社長社長補佐兼経營業務本部・生産業務本部統轄 平成23年4月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) ●函館どつく株式会社 社外監査役 ●オリイメック株式会社 取締役	59,250株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	井 関 延 行 <small>い せき のぶ ゆき</small> (昭和25年8月28日生)	昭和44年4月 当社入社 平成15年10月 当社経營業務本部長兼経営管理部長 平成16年6月 当社取締役経營業務本部長兼副本社長 平成17年6月 当社取締役常務執行役員経營業務本部長兼本社長 平成17年10月 当社取締役常務執行役員経營業務本部長兼内部監査室長兼本社長 平成18年10月 当社執行役員内部監査室長兼本社長 平成21年4月 当社執行役員経營業務本部副本部長兼本社長 平成21年6月 当社取締役執行役員経營業務本部副本部長兼本社長 平成21年10月 当社取締役常務執行役員経營業務本部長兼本社長 平成23年4月 当社取締役専務執行役員社長補佐兼本社長 平成24年4月 当社取締役専務執行役員社長補佐兼経營業務本部管掌兼本社長 現在に至る	11,700株
4	※ <small>りき たけ みつ お</small> 力 武 光 男 (昭和29年5月4日生)	昭和48年4月 当社入社 平成19年4月 当社生産業務本部資材部長 平成23年4月 当社執行役員生産業務本部副本部長兼資材部長 平成25年4月 当社執行役員生産業務本部長 現在に至る	7,800株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任候補者であります。

#### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本定時株主総会開始の時をもって、平成24年6月26日開催の第113回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役山本紀夫氏の選任の効力が失効しますので、あらためて、社外監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

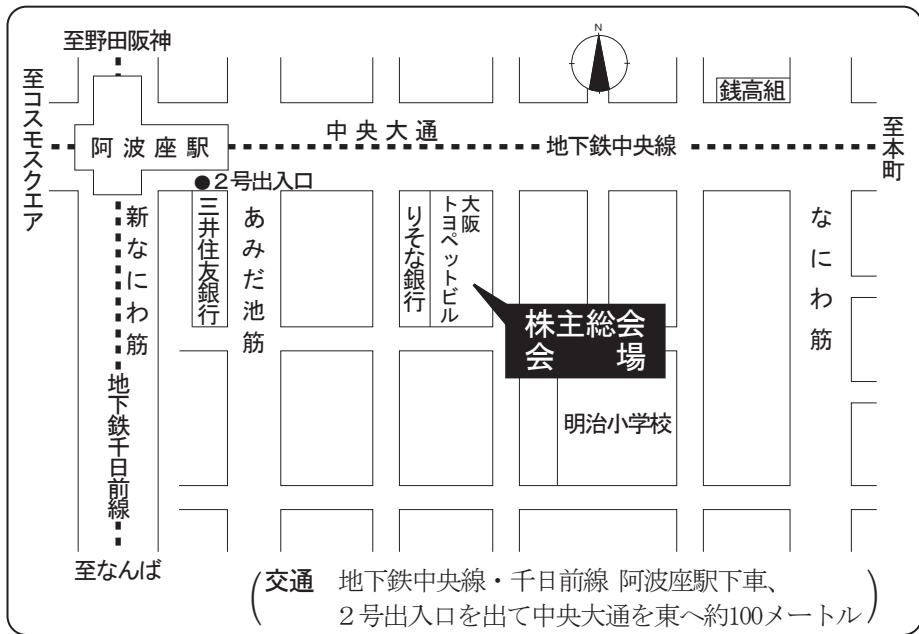
氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
<small>やま もと のり お</small> 山本紀夫 (昭和27年6月29日生)	昭和56年4月 弁護士登録 昭和59年1月 坂口・山本法律事務所設立 平成7年4月 山本法律事務所設立 現在に至る	_____

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山本紀夫氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 山本紀夫氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は弁護士としての専門的な見地から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断したためであります。また、同氏が監査役に就任された場合は、大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出る予定であります。
4. 第2号議案が承認された後、山本紀夫氏が監査役に就任された場合には、当社は、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法が定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。

以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀三丁目1番1号  
大阪トヨペットビル9階会議室



環境に配慮した植物油インキ  
を使用しています。